

医学管理 悪性腫瘍特異物質治療管理料 (2020年度)



アイネット・システムズ株式会社

⑬ 悪性腫瘍特異物質治療管理料 (月1回)

悪性腫瘍（癌・肉腫）であるとすでに確定診断がされた患者に対して腫瘍マーカー検査を行い、その結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に算定（採血料・生Ⅱ判断料含む）

悪性腫瘍特異物質治療管理料		点数
イ	尿中BTAに係るもの	220点
ロ	その他のもの	360点
	1項目	
	2項目以上	400点
	初回月加算	150点

悪性腫瘍特異物質治療管理料		点数
□ その他のもの	1項目	360点
	2項目以上	400点
初回月加算		150点

□ その他のものが対象となる腫瘍マーカー検査[D009「2」～「29」]

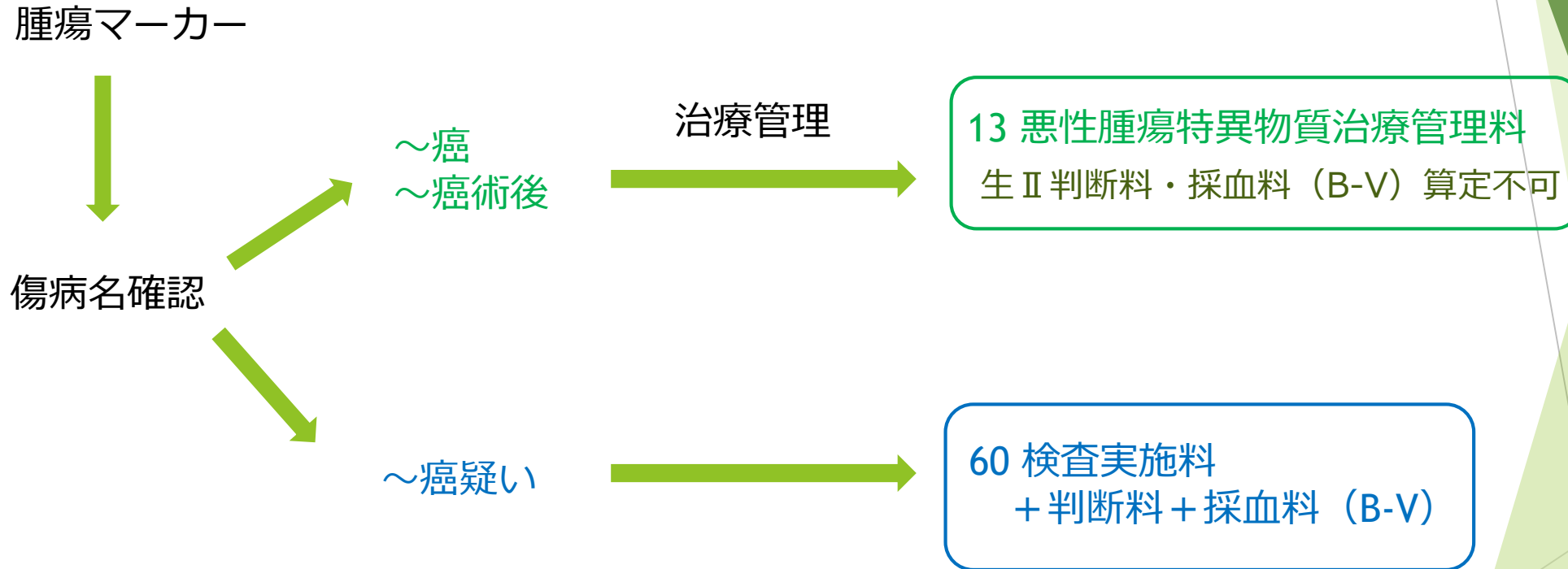
- | | |
|--|--|
| 2. 癌胎児性抗原 (CEA) | 16. サイトチリン8・18 (尿) |
| 3. α-フェトプロテイン (AFP) | 17. BCA225、サイトチリン19フラグメント (シラ) |
| 4. 扁平上皮癌関連抗原 (SCC抗原) | 18. 抗p53抗体 |
| 5. 組織ホリホリ抗原 (TPA) | 19. シアルLex抗原 (CSLEX) |
| 6. DUPAN-2、NCC-ST-439、CA15-3 | 20. I型コラーゲン-C-テロプロチン (ICTO) |
| 7. イラストゼン 1 | 21. ガストリン放出プロチン前駆体 (ProGRP) |
| 8. 前立腺特異抗原 (PSA)、CA19-9 | 22. CA54/61、癌関連ガラクトース転移酵素 (GAT) |
| 9. PIVKA II 半定量、PIVKA II 定量 | 23. CA602、α-フェトプロテインL3成分 (AFP-L3%) |
| 10. CA125 | 24. γ-セミアプロテイン (γ-Sm) |
| 11. CA72-4、Span-1、シアルTn (STN)、神経特異イラストゼン (NSE) | 25. ヒト精巣上体蛋白4 (HE4) |
| 12. 核マトリックスプロテイン 22 (NMP22) | 26. 可溶性マテリン関連プロチン |
| 13. シアルLex-i抗原 (SLX) | 27. 癌胎児性 (CEA) 定性 (乳頭分泌液)、癌胎児性抗原 (CEA) 半定量 (乳頭分泌液) |
| 14. 塩基性フェトプロテイン (BFP) | 28. HER2蛋白 |
| 15. 遊離型PSA比 (PSA F/T比) | 29. 可溶性インターロイキン-2レセプター (sIL-2R) |

悪性腫瘍特異物質治療管理料		点数
□ その他のもの	1項目	360点
	2項目以上	400点
初回月加算		150点

初回月は、適切な治療管理を行うために多項目の腫瘍マーカー検査を行うことが予想される場合に算定。

ただし、悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定する当該初回月の前月において、D009腫瘍マーカーを算定している場合は当該初回月加算は算定不可。

【算定の流れ】



ご清聴ありがとうございました



アイネット・システムズ株式会社